

# 成年後見制度 選挙権認める

# 家族と投票いききたい

成年後見人をつけると選挙権が失われることをご存じですか。この公職選挙法の規定は憲法に違反するとの知的障害のある女性の訴えを裁判所が全面的に認めました。成年後見人が付いている高齢者や障害者は13万人超。一刻も早い法改正が求められます。

「3人で(選挙に)行きます。ありがとうございます。」

成年後見制度は、明治以来の禁治産制度の廃止に伴い、2000年に始まりました。認知症や知的障害など判断能力が不十分な人の自己決定を尊重し、財産管理や契約の不利益を被らないよう保護、支援するのが目的。

見人になりました。「娘が必要最低限の支援を受けながら自立した暮らしをするには、必要な制度だと思った」と振り返ります。

茨城・牛久  
名児匠匠さん

19日の国会で開かれた集会で茨城県牛久市の名児匠匠(なごやたけむ)さん(50)はこうあいさ

「みんなに後押ししてもいいよ」と笑顔で話し、母親の佳子さん(80)も「娘の『選挙に行きたい』という願いが実現しそうです」と喜びました。

「本人の権利より家族保護を重くみた禁治産制度にたいし、成年後見制度は自己決定権を尊重し、障害がある人が障害のない人と等しく社会で暮らせるようにと導入されました。」

「選挙権を行使して、社会参加をしてください。皆さんを応援して、良い人生を送ってください。」



判決後、支援者らにかまれる原告の名児匠匠さん(左端)と母親。14日、東京地裁前

## はく奪は違憲で無効 東京地裁が判決

日本共産党参院議員  
井上哲士さん



21日の法務委員会では、「違憲で無効」とした東京地裁判決を重く受けとめて、控訴の断念と速やかな公選法改正をすべきだと迫りました。

与党でも公選法改正の必要性では一致しています。公選法を改正し、原告はじめ多くの方が今度の参院選に投票できるよう、超党派で取り組みます。

### 公選法改正を早く

東京地裁判決は、障害者の社会参加を促進する上でも画期的な判決です。私は2年前にも国会でこの裁判の取り上げ、公職選挙法の改正を求めました。

「娘の人権を守るのうと後見人になったはずなのに、人権侵害の片棒を担いでしまい、その罪悪感に押しつぶされそうだった」と清吉さん。「国会でこんな変な法律はすぐと改正してくれるだろう」と思っていたのだけれど、いつまでたっても動かなかった」と語ります。

11年2月、匠さんを原告に東京地裁に、公選法

匠さんは20歳になってから選挙公報を熱心に読み、選挙を一度も棄権しなかったことありませんでした。「選挙は大事なことで、棄権はキケンだよ」と清吉さんが伝えていたからです。

東京地裁の定家(じょうけ)つか、誠裁判長は、公選法の規定は「憲法で無効」だとして、匠さんの選挙権を認める判決を出しました。